

第 68 期 事業報告書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府主導の経済政策や日本銀行による金融政策と円安等を背景として、株価の堅調な推移と企業収益の改善等、緩やかな回復基調を辿りました。

一方、新興国の経済成長の鈍化やEU域内のデフレ懸念、また消費税増税に伴う個人消費への影響や円安による原材料価格の上昇等先行き不透明感も残っております。

リゾートホテル業界におきましては、急激な円安の影響により海外旅行が伸び悩む中、国内旅行は増加傾向を示すとともに訪日外国人が急増する等堅調に推移いたしました。しかしながら、太平洋沿岸地域においては地震や放射能汚染の風評被害は依然として残っております。

そのような状況の中で当社は、販売力の強化と収益力の回復を主要課題として取り組んでまいりました。当社の主力施設である鴨川グランドホテルは新たな顧客層の開拓とリピーターの増強をめざし大浴場の大幅な改装を行い、ビジネスホテルにおきましては、高稼働を維持すべく外国人客も含めた販路拡大に取り組みました。また、ホテル西長門リゾートにおきましても、価格政策の強化や宿泊以外の顧客拡大にも努めました。併せて、人件費・経費の見直しを図ってまいりました。

借入金につきましては、1億2千5百万円返済し、ジャイロ会員権預託金は2千1百万円返還し圧縮いたしました。

当事業年度末の直営事業所数は、ホテル4、リゾート関連3となり全体で7事業所です。リゾート関連施設として直営の他に9施設と提携いたしております。

上記の結果、当事業年度の売上高は37億9百万円と前期比1.9%の増収となり、営業利益は4千万円、経常損失は3千2百万円となりました。

また、当期純損益につきましては、固定資産除却損及び減損損失等の特別損失1億3千1百万円がありました。また、東京電力株式会社による福島第一原子力発電所の事故に伴う観光風評被害に対する受取補償金及び保険積立金解約による受取配当金の特別利益2億1千4百万円を計上したことにより、当期純利益は34百万円となりました。

[ホテル関連]

当セグメントにおきましては、景気の緩やかな回復を受け個人消費やビジネス需要が増加し堅調に推移いたしました。鴨川グランドホテルは、東日本大震災及びその後の風評被害の影響を受けており震災前の売上高には届かないものの、大浴場の改装効果で個人宿泊客が増加し、団体へも浸透しつつあります。また、ホテル西長門リゾートはインターネットによる販路拡大効果もあり個人宿泊客を主体に増加いたしました。

ビジネスホテルにおきましては、ビジネス需要に加え外国人を含む観光客の増加で高稼働を維持しております。

その結果、売上高は29億8千4百万円と前期比3.2%増となりました。

[リゾート関連]

当セグメントにおきましては、景気回復は見られましたが、一部施設において企業契約の解除があり苦戦を強いられました。

その結果、売上高は5億9千9百万円と前期比2.7%減となりました。

[その他]

当セグメントにおきましては、リネン事業は営業基盤が太平洋沿岸地域であり地震や放射能汚染による風評被害の影響により依然として厳しい状況が続いております。

その結果、売上高は1億2千5百万円と前期比5.8%減となりました。

セグメント別売上高

セグメントの名称	営業店舗等	売上高
ホテル関連	4店	2,984 百万円
リゾート関連	12	599
その他	—	125
計	16	3,709

- (注) 1. リゾート関連の営業店舗のうち9店は宿泊提携店であります。
2. その他の欄はクリーニング等の売上であります。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

該当事項はありません。

(2) 設備投資

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は3億8千3百万円であります。その主なものは、既存のホテル等のリニューアル投資であります。なお、所要資金は自己資金により賄いました。

1-3. 財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第 66 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第67期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第68期(当期) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	2,981	3,281	3,641	3,709
経常損失(百万円)	240	197	34	32
当期純利益(百万円)	49	21	69	34
1株当たり 当期純利益 (円)	4.70	2.08	6.69	3.31
純 資 産(百万円)	663	707	770	837
総 資 産(百万円)	6,744	6,546	6,473	6,489

- (注) 1. 第65期は、東日本大震災に伴う風評被害は依然として残り売上高は減収となりましたが、観光風評被害に対する受取補償金を計上した結果、当期純利益となっております。
2. 第66期は、徐々に景気等の回復に伴い売上高は増収となり、観光風評被害に対する受取補償金を計上した結果、当期純利益となっております。
3. 第67期は、景気等の緩やかな回復に伴い売上高は増収となり、観光風評被害に対する受取補償金を計上した結果、当期純利益となっております。
4. 当事業年度の状況につきましては、前記「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

1-4. 対処すべき課題

景気が緩やかな回復基調を辿り企業業績も改善されつつある一方で、当社事業所の集中する鴨川・勝浦地区は東日本大震災に伴う風評被害が残り依然として厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえ、「販売力の強化」と「収益力の回復」を主要課題として引続き取り組んでまいります。「販売力の強化」としてインターネット販売の拡充と価格政策、魅力ある商品企画作り等、「収益力の回復」として営業面の努力に加え継続した人件費・経費の効率化を行ってまいります。また、これらを確実に実行することで、全体の業績の改善に繋げてまいります。

一方、お客様重視の姿勢は普遍であり、全従業員一人一人に意識させるべく「お客様は我が家の大切な生涯のファミリーです」との基本認識のもとに①行動マニュアルに基づく実践活動②アンケートの一層の活用③情報の共有化を徹底させてまいります。

今なお厳しい経営環境が続いてはおりますが、全社員一丸となりこれまで以上に親しまれるホテルグループとなるよう邁進する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 主要な事業内容

当社は、旅館業並びにこれらに関連する事業を行っており、国際観光ホテル整備法による登録（鴨川グランドホテル昭和40年12月18日登録番号旅第612号、ホテル西長門リゾート昭和53年4月15日登録番号旅第1683号）を受けております。また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者千葉県知事(1)第16257号として免許を受けております。

1-6. 主要な事業所及び使用人の状況

(1) 主要な事業所

本 社 千葉県鴨川市広場839—13番地
(登記上の本店所在地 千葉県鴨川市広場820番地)

ホテル関連 鴨川グランドホテル (千葉県)
ホテル西長門リゾート (山口県)
スマイルホテル巣鴨 (東京都)
スマイルホテル日本橋三越前 (東京都)

リゾート関連 鴨川グランドタワー (千葉県)
勝浦ヒルトップホテル&レジデンス (千葉県)
ミスティイン仙石原 (神奈川県)

営業所 首都圏営業所 (千葉県)
広島営業所 (広島県)
福岡営業所 (福岡県)

(2) 使用人の状況

区 分	使用人数	前事業年度末 比増減	平均年令	平均勤続年数
男 子	118名	(8名増)	45.8才	15.6年
女 子	41	(4名増)	33.7	10.7
合計又は平均	159	(12名増)	42.0	13.7

(注) 上記のほか、臨時使用人の期中平均雇用人員は209名であります。

1-7. 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
(株) 千 葉 銀 行	2,710
(株) み ず ほ 銀 行	1,114
(株) 千 葉 興 業 銀 行	396
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	138
(株) 徳 島 銀 行	10

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 24,600,000株
A種優先株式 1,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 10,453,920株
(うち自己株式 1,511,412株)
A種優先株式 1,200,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 944名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
鈴木初子	普通株式 3,026,416	29.8
鈴木健史	普通株式 1,267,320	12.5
(株)大扇商事	普通株式 1,256,376	12.4
(株)千葉銀行	普通株式 240,000	
	A種優先株式 1,000,000	
	計 1,240,000	12.2
ちばぎんリース(株)	普通株式 476,000	4.7
ちばぎんコンピューターサービス(株)	普通株式 476,000	4.7
損害保険ジャパン日本興亜(株)	普通株式 120,000	
	A種優先株式 200,000	
	計 320,000	3.2
鴨川共栄会	普通株式 270,600	2.7
(株)千葉興業銀行	普通株式 100,800	1.0
栢尾基世	普通株式 60,024	0.6

(注) 持株比率は、自己株式(1,511,412株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第155条第13号及び会社法施行規則第27条第1号の定めにより、当社の主要株主である相談役鈴木政夫氏の逝去に伴い、平成27年2月24日の当社取締役会決議に基づき同日付で、鈴木政夫氏が所有する当社の全保有株式1,491,784株を無償で取得いたしました。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 地位、氏名及び担当、重要な兼職の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 健 史		
常 務 取 締 役	村 上 全 男	営業統括部長	
取 締 役	石 井 秀 王	鴨川グランドホテル 総支配人	
取 締 役	四 野 宮 章	管理部長	
常 勤 監 査 役	内 藤 秀 世		
監 査 役	荒 木 和 之		ソニー生命保険㈱ エグゼクティブライ フプランナー部長
監 査 役	土 井 規 子		(有)オフィスディー 代表取締役

- (注) 1. 常勤監査役内藤秀世氏は当社に長年勤務し、すべての業務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役荒木和之及び土井規子の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、最近の状況に鑑み社外取締役を置くことを検討してはりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において、参考書類に記載のとおり、社外取締役の選任を提案しております。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	4 人	33,660千円	
監 査 役	3 人	8,040千円	(うち社外監査役 2名1,200千円)
計	7 人	41,700千円	

3-3. 社外取締役及び社外監査役との関係

(1) 社外取締役に係る事項

該当事項はありません。

(2) 社外監査役に係る事項

監査役荒木和之及び監査役土井規子の両氏の兼職先と当社は取引関係はありません。

3-4. 各社外役員の名な活動状況

区 分	取締役会(13回開催)		監査役会(13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 荒木和之	13回	100%	13回	100%
監査役 土井規子	13回	100%	13回	100%

(注) 両監査役は取締役会及び監査役会に出席し、議案審議等に
必要な発言を適宜行っております。

3-5. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の
規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結
しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、
100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任
限度額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 会計監査人の名称 千葉第一監査法人

4-2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である千葉第一監査法人は、会
社法第427条第1項の契約を締結しております。当
該契約の概要は次のとおりであります。

千葉第一監査法人の本契約の履行に伴い生じた当
社の損害は、千葉第一監査法人に悪意又は重大な過
失があった場合を除き、2,000万円又は千葉第一監
査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の
職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべ
き財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち
最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額を
もって、当社に対する損害賠償責任の限度額として
おります。

4-3. 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
報 酬 等 の 額	8,000千円
当 社 が 支 払 う べ き 金 銭 その他の財産上の利益の合計額	8,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4-4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役及び監査役は、会計監査人の再任の適否については、毎期検証をしております。会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法規に違反または抵触した場合の他、当社が会計監査人の独立性、効率性、信頼性、監査に関する品質等におきまして、適正を欠くと判断した場合には、会社法の定めにより、会計監査人を解任または不再任と致します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるとともに、企業人・社会人として求められる倫理観に基づいて行動するため、「コンプライアンスの基本原則」及び「企業行動基準」を定める。
- ② 社長直轄の内部統制室を置く。統制室は、業務が法令及び社内諸規定に基づき、適正且つ、公正に実施されているか検証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会や株主総会等の重要な会議の意思決定にかかわる記録、各取締役が職務権限に基づき決裁した文書等及び取締役の職務執行にかかわる情報の記録を、法令及び「文書管理規定」等により、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険に関する規定その他の体制

- ① 事業活動全般における様々なリスク、または不測の事態に備え、行動基準として「危機管理要綱」を制定し、「予防としての事前管理」「発生時の対処管理」「発生後の事後管理」に分けて明確に規定する。
- ② 緊急事態発生時の行動基準を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行なう。
- ② 当社は、社長以下取締役、事業所責任者で構成する経営会議を設け、テーマを絞り十分な審議を行なう。
- ③ 重要案件は、事前に担当役員及び各部長により委員会を設け、審議を行なう。

(5) 監査役の職務を補助する使用人について

当社は、監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役と取締役が意見交換を行なう。

(6) 監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 代表取締役及び業務執行の担当取締役は、取締役会等の重要な会議において随時、業務の執行状況の報告を行なう。
- ② 会社の信用を大きく低下させたもの及び会社の業績に大きく影響を与えた事象、または恐れのあるものについては、監査役に対して発見後、速やかに報告を行なう。
- ③ 監査役は、必要に応じて代表取締役、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換等を行なう。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,177,708	流動負債	4,926,233
現金及び預金	818,786	買掛金	84,779
売掛金	177,253	短期借入金	3,841,450
たな卸資産	46,166	1年以内返済の長期借入金	527,782
前払費用	40,382	未払金	42,794
未収入金	80,854	リース債務	7,484
その他	17,207	未払費用	223,913
貸倒引当金	△2,940	未払法人税等	14,678
		未払消費税等	36,283
固定資産	5,312,284	預り金	68,291
有形固定資産	4,933,932	賞与引当金	29,800
建物	3,642,923	その他	48,976
構築物	50,353	固定負債	726,070
機械及び装置	41,685	リース債務	23,711
車輛及び運搬具	1,900	繰延税金負債	18,253
器具及び備品	91,976	退職給付引当金	137,620
リース資産	28,861	役員退職慰労引当金	17,791
土地	1,076,231	長期預り保証金	514,362
		その他	14,332
無形固定資産	45,742	負債合計	5,652,303
借地権	5,926	(純資産の部)	
電話加入権	18,636	株主資本	799,077
ソフトウェア	21,179	資本金	626,761
		資本剰余金	498,588
投資その他の資産	332,609	資本準備金	498,588
投資有価証券	137,015	利益剰余金	△321,936
破産更生債権等	15,199	その他利益剰余金	△321,936
長期前払費用	5,723	繰越利益剰余金	△321,936
差入保証金	169,700	自己株式	△4,335
年金保険積立金	718	評価・換算差額等	38,610
その他	19,451	その他有価証券評価差額金	38,610
貸倒引当金	△15,199	純資産合計	837,688
資産合計	6,489,992	負債・純資産合計	6,489,992

損益計算書

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
売上高		3,709,346
営業費用		
売上原価及び一般管理費		3,669,169
営業利益		40,176
営業外収益		
受取利息・配当金	1,907	
その他	20,261	22,168
営業外費用		
支払利息	91,442	
その他	3,385	94,827
経常損失		32,482
特別利益		
受取配当金	113,652	
受取補償金	100,943	214,595
特別損失		
固定資産売却損	94	
固定資産除却損	53,094	
減損損失	78,455	131,644
税引前当期純利益		50,469
法人税、住民税及び事業税	16,395	16,395
当期純利益		34,073

株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	626,761	498,588	△371,836	△3,977	749,534
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			15,826		15,826
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	626,761	498,588	△356,009	△3,977	765,361
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			34,073		34,073
自 己 株 式 の 取 得				△357	△357
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	34,073	△357	33,716
当 期 末 残 高	626,761	498,588	△321,936	△4,335	799,077

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	
当 期 首 残 高	21,026	770,561
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		15,826
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	21,026	786,388
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益		34,073
自 己 株 式 の 取 得		△357
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	17,584	17,584
当 期 変 動 額 合 計	17,584	51,300
当 期 末 残 高	38,610	837,688

個 別 注 記 表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 2-1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のないもの…移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
た な 卸 資 産……先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - 2-2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有 形 固 定 資 産（リース資産を除く）……定額法
なお、耐用年数については、原則として法人税法に定める耐用年数を適用しておりますが、平成10年度税制改正前に取得した建物（建物付属設備を除く）については、改正前の耐用年数を継続して適用しております。
 - (2) 無 形 固 定 資 産（リース資産を除く）
……ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) リ ー ス 資 産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - (4) 長 期 前 払 費 用……定額法
なお、耐用年数については、法人税法に定める耐用年数を適用しております。

2-3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、会計基準変更時差異(288,137千円)については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、

従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が15,826千円減少し、繰越利益剰余金が15,826千円増加しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

- (4) 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

2-4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

3-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建物	3,457,547千円
	土地	425,467千円
	投資有価証券	41,569千円
	合計	3,924,584千円

上記のほか保証金600千円を営業保証供託金として差し入れております。

(2) 担保に係る債務	短期借入金	3,841,450千円
	長期借入金	502,650千円
	(1年以内返済の長期借入金)	502,650千円
	合計	4,344,100千円

3-2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,960,488千円

4. 損益計算書に関する注記

4-1. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途 場所	種 別	減損損失 (千円)
リゾート関連 千葉県長生郡	建 物	68,157
	土 地	10,297
合 計		78,455

(減損損失の認識に至った経緯)

収益性の低下により、固定資産の帳簿価額の全額を回収できる可能性が低いと判断したリゾート関連について減損損失を認識しております。

(資産のグルーピングの方法)

原則として事業所別にグルーピングしておりますが、ジャイロ会員を主体として運営している施設についてはリゾート関連としてグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

リゾート関連については、正味売却価額により算定しております。

正味売却価額については、不動産鑑定士による評価に基づいて算定しております。

4-2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

賃借料

4,833千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数	
普通株式	10,453,920株
A種優先株式	1,200,000株
(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,511,412株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金	159,428千円
販売用不動産評価損	17,616千円
ゴルフ会員権評価損	7,656千円
賞与引当金	9,565千円
退職給付引当金	44,176千円
役員退職慰労引当金	5,711千円
減損損失	34,931千円
その他	7,047千円
繰延税金資産 小計	286,134千円
評価性引当額	△286,134千円
繰延税金資産 合計	一千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△18,253千円
繰延税金負債合計	△18,253千円
繰延税金資産（負債）の純額	△18,253千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.3%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用している重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛及び運搬具等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定、投機的な取引は行わない方針です。資金調達については、銀行等金融機関からの借入と自己資金で行っております。

(2) 金融商品の内容及びリスク管理体制

借入金については、全て銀行等の金融機関からの調達で、主に設備投資に係るものであります。

長期預り保証金は、主にリゾート会員権の預託金であります。これらについては、流動性リスクにさらされておりますが、管理部にて資金繰り等を適時把握する中で手元流動性の維持に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 短期借入金	3,841,450	3,841,450	—
(2) 1年以内返済の長期借入金	527,782	527,782	—
(3) 長期預り保証金	514,362	470,734	43,628

(注) 金融商品の時価の算定方法

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年以内返済の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期預り保証金

長期預り保証金の大宗を占めるリゾート会員権の預託金については、年間返還額を過去の返還率を加味して予測し、合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。

9. 持分法損益等に関する注記

関連会社がないため、該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主等

種 類	会社等の 名 称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者と の 関 係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
主要株主 (会社等)	㈱大扇商事	(被所有) 直接 14.08		当社との関係内容等は、下記「主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等」、「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等」及び「主要株主（個人）」に記載しております。			
主要株主 (個人)	鈴木政夫	—					

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 契約条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- 2 「種類」・「議決権等の所有（被所有）割合」については、期末日時点のものを記載しております。
- 3 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱大扇商事	(被所有)直接 14.08	ホテル客室賃貸借契約の締結	客室賃借料の支出	4,833	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等			役員の兼任 1名				
主要株主(個人)	鈴木政夫	—	当社相談役	株式の無償取得 (1,491千株)	—	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 契約条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- 2 「種類」・「議決権等の所有(被所有)割合」については、期末日時点のものを記載しております。
- 3 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- 4 ㈱大扇商事については、当社代表取締役鈴木健史氏及び近親者が、代表取締役鈴木健史氏とあわせて、議決権の100%を直接保有されております。
なお、㈱大扇商事の代表取締役は当社個人主要株主鈴木初子氏であります。
- 5 鈴木政夫氏については、同氏の逝去に伴い、同氏が所有する当社株式を、当社が無償にて取得したものであります。(平成27年2月24日開催の取締役会決議、当社は同日付で取得)

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	26円58銭
1株当たり当期純利益	3円31銭

庶務の概要

1. 定時株主総会

平成26年6月27日開催の当社第67回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されました。

報告事項 第67期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件
本件は、原案のとおり鈴木健史、村上全男、石井秀王、四野宮 章の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件
本件は、原案のとおり鈴木文明、長谷川優の両氏が選任されました。

2. 登記事項

当期中における登記事項は次のとおりであります。

平成26年7月3日登記

鈴木健史、村上全男、石井秀王、四野宮 章の4名取締役重任

鈴木健史、代表取締役重任

内藤秀世、監査役就任

荒木和之(社外監査役)、土井規子(社外監査役)の2名監査役重任
会計監査人 千葉第一監査法人

【事業報告書のご案内】

事業報告書につきましては、書面による郵送から、当社ウェブサイト (<http://www.kamogawagrandhotel.ne.jp/>) への掲載に変更しておりますので、ご高覧くださるようお願い申し上げます。

会社の概要

(平成27年3月31日現在)

商号	：	株式会社鴨川グランドホテル
	：	THE KAMOGAWA GRAND HOTEL, LTD.
設立	：	昭和22年12月17日
資本金	：	626,761,450円
発行済株式の総数	：	普通株式 10,453,920株
	：	A種優先株式 1,200,000株

役員

(平成27年6月26日現在)

代表取締役社長	鈴木健史
常務取締役	村上全男
取締役	石井秀王
取締役	四野宮章
取締役	本間隆弘
監査役(常勤)	内藤秀世
監査役	荒木和子
監査役	土井規子

事業所

(平成26年6月27日現在)

本社	〒296-0044 千葉県鴨川市広場820 ☎(04)7094-5581
ホテル	
鴨川グランドホテル	〒296-0044 千葉県鴨川市広場820 ☎(04)7092-2111(代)
ホテル西長門リゾート	〒759-5331 山口県下関市豊北町神田2045 ☎(0837)86-2111(代)
スマイルホテル巢鴨	〒170-0002 東京都豊島区巢鴨2-4-7 ☎(03)5567-1001
スマイルホテル 日本橋三越前	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町1-4-14 ☎(03)3231-1070
リゾート関連	
鴨川グランドタワー	〒296-0044 千葉県鴨川市広場834 ☎(04)7093-6111(代)
勝浦ヒルトップ ホテル&レジデンス	〒299-5231 千葉県勝浦市沢倉字蓬谷441-1 ☎(0470)73-6000
ミスティン仙石原	〒250-0631 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原俵石1290 ☎(0460)84-5341
鴨川リゾートクラブ	〒296-0044 千葉県鴨川市広場820 ☎(0120)665-335

営業所

首都圏営業所 〒273-0033 千葉県船橋市本郷町475-1(石井ビル503)
☎(047) 321-4171

広島営業所 〒730-0016 広島県広島市中区鞆町7-3(広栄堂ビル401)
☎(082) 227-7667

福岡営業所 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-4-30(いわきビル3F)
☎(092) 431-0377

株 主 メ モ

<p>事業年度 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>定時株主総会 6月中</p> <p>基準日 3月31日</p>	<p>その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。</p>
<p>配当金</p>	<p>①毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者にお支払いいたします。</p> <p>②取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。</p>
<p>公告掲載方法</p>	<p>当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報に掲載する方法により行う。なお、会社法施行後においては、会社法第440条第4項の規定により決算公告は行いません。</p>
<p>株主名簿管理人</p>	<p>東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社</p>

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵送物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く9:00～17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)		みずほ証券 本店、全国各支店および営業所 プラネットブース(みずほ銀行内の店舗)でもお取扱いいたします。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 *トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります)	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。